

## 鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託 仕様書

### 1 目的

市民を対象としてオンライン形式で防災教育を行い、多くの市民が、一般的な防災に関する知識に加え、本市のハザードリスク等に関する知識を学ぶことで、市民全体の防災に関する知識の底上げを図る。これにより将来の「鎌倉防災リーダー」となる人材を幅広い世代で育成することを目指す。

### 2 対象範囲

対象範囲は、鎌倉市全域とする。

### 3 資格要件等

- (1) 過去3年以内に、防災に関する学習教材や啓発物の制作契約を元請として締結し、完了した実績があること。
- (2) 個人情報の取り扱いに関し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認定された事業として登録されているか、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によりISMS認証済み事業者として登録されていること。
- (3) 複数事業者の共同応募（JV等）も可とする。

### 4 業務内容

「鎌倉防災リーダーオンライン研修」システム（以下、「システム」という。）の構築・運用業務委託とし、詳細は以下のとおりとする。

- (1) 鎌倉市の地域特性を考慮したシステムの構築として、研修教材は、5分～10分程度の動画を5本以上、それぞれにテキストを制作すること。学習内容は、一般的な知識に加え、本市のハザードリスク等固有の事象を盛り込むこととする。
- (2) 学習者が各学習項目の習熟度を確認できる機能を有するシステムとすること。
- (3) システムの管理・運用、保守として、受講申込者に対し円滑に受講ができるよう受注者が対応のこと。また、受講完了者に対して修了証の発行ができるシステムとすること。
- (4) 1年度中に延べ500人以上が受講できるシステムとすること。

### 5 留意事項

令和5年度（2023年度）の運用費用の参考見積書をあわせて提出すること。

### 6 委託期間

- (1) 委託期間は、契約締結日から令和5年（2023年）3月31日までとする。
- (2) 「鎌倉防災リーダーオンライン研修」の構築及び公開開始期限は、令和5年（2023年）1月31日とする。
- (3) 「鎌倉防災リーダーオンライン研修」の運用業務委託期間は、令和5年（2023

年) 3月31日までとする。

## 7 システム及び教材の著作権

本システム及び掲載教材の著作権は受注者に帰属する。ただし、受注者の判断により教材等の著作権を市に帰属させることを妨げない。

また、市から提供する資料等の著作権は市に帰属のままとする。

## 8 サーバ

- (1) サーバは受注者が用意するものとし、サーバ使用に係る費用は受注者側の負担とする。
- (2) 受注者のサーバ等のシステム環境については、外部からの進入に対しての監視体制を整えている堅牢な施設内にあること。

## 9 ドメイン

使用するドメインは受注者が取得すること。

## 10 教材要件

- (1) 成人以上の幅広い世代を対象とした学習教材を作成すること。
- (2) 鎌倉市の地理的特性を考慮した内容とすること。
- (3) 教材は動画やデジタルテキストで作成し、要点ごとにわかりやすく構成すること。
- (4) 学習の習熟度を測るための確認テストを実施すること。
- (5) 動画はテロップ、ナレーション等を活用し、聴覚障害者や視覚障害者等が使用しやすいものとする。
- (6) 色彩は、色覚の多様性に配慮し、ユニバーサルデザインとすること。

## 11 システム要件

- (1) 受講希望者の申し込みの受付は受注者側で行うこと。
- (2) 学習者がパスワード等を紛失した場合でも、速やかに学習の再開が行える機能を有すること。
- (3) 鎌倉市職員が、学習者の習熟度や進捗状況を確認するための機能を有すること。
- (4) 受講完了者に、修了証を発行できること。
- (5) 次のブラウザの最新バージョンを対象とすること。Google Chrome、Microsoft Edge、Safari で既にサポートが切れているバージョンに関しては動作保証不要とする。
- (6) PCのみならずスマートフォン及びタブレット端末からでも学習できること。
- (7) 1年度中に延べ500人以上の受講者が受講できるシステムとすること。
- (8) 受講者からの問い合わせに対応するためのFAQ機能等を有すること。
- (9) 次年度以降に教材を追加することができるよう拡張性を有するものであること。

- (10) 受講者からのアンケート機能を有し、集計結果を保守・運用業務において報告できること。

## 12 保守運用

- (1) 教材の内容に誤りが発覚した場合は、市の求めに応じて速やかに対応すること。
- (2) 国や県、市の制度・政令等に付随して教材の内容に変更が必要となった場合は、別途協議の上で変更を行うものとし、対応できる体制を整えておくこと。
- (3) 本システムについて、市職員からの各種問い合わせに対する対応及び連絡体制を受注者側で整えること。

## 13 情報の保守

万が一の災害やシステム障害に備え、バックアップ体制を整えること。

## 14 常時 SSL 化対応

常時 SSL 化に対応すること。

## 15 スケジュール

本件システムは公開を令和 5 年(2023 年) 1 月中とし、公開前にテスト期間を設けること。

## 16 その他

本仕様書にて定めのない項目に関しては市と協議の上決定する。